四十号。以下「旧法」という。）第十四条第三項又は第十六条第三項の規定に基づく承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従つて、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者が企業立地又は事業高度化のための措置を行つた場合において、当該事業者が同意集積区域内に設置又は取得した資産に対して課する固定資産税の増収額（改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十条の規定に基づき地方税の課税免除又は不均一課税の措置を受けた資産については、課税免除又は不均一課税をしなかつたものとして計算した場合の増収額）として総務大臣が調査した額に〇・〇五を乗じて得た額

十　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一　当該年度において行う環境への負荷の低減又は高齢者及び身体障害者等の利用の円滑化に資する船舶の導入に要する経費（一般船舶を導入する場合に比して増加する経費に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十二　特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第八十号。以下「平成二十九年改正省令」という。）による改正前の第三条第一項第三号イの表第二十三号に該当する市町村（過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域である市町村及び準過疎団体を除く。）にあつては、平成二十九年改正省令による改正前の第三条第一項第三号イの表第二十三号の規定によつて算定した額に三分の二を乗じて得た額

3　平成二十八年度から平成三十一年度までの間に限り、簡易水道事業の統合（地方公営企業法の適用を伴うものを除く。）に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額

4　平成二十九年度に限り、第三条第一項第三号イの表第十二号の額は、第二条第一項第一号の表第九号各号の規定に準じて算定した額に平成二十七年改正省令による改正前の第二条第一項第一号の表第十号第一号の表第二号の上欄に規定する病院（平成二十九年度において第二条第一項第一号の表第九号第一号の表第一号、第二号又は第四号の上欄に規定する病院を除く。）であつて、市町村が経営するものにおける平成二十七年改正省令による改正前の第二条第一項第一号の表第十号第一号の表第二号の下欄に規定する額に〇・三を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に稼働病床の数に平成二十七年度における一般病床等の許可病床の数から平成二十七年度における稼働病床の数を控除した数に〇・三を乗じて得た数を加えた数（当該許可病床の数が百を超えるときは、要件該当稼働病床の数に平成二十七年度における要件該当許可病床の数から平成二十七年度における要件該当稼働病床の数を控除した数に〇・三を乗じて得た数を加えた数とする。）（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）として総務大臣が調査した数を乗じて得た額（以下この項において「逓減させた額」という。）を加えた額及び第二条第一項第一号の表第九号各号の規定により算定した額に対応する繰出見込額等として総務大臣が調査した額に逓減させた額に対応する繰出見込額等として総務大臣が調査した額を加えた額とする。

増収額（同法第二十条の規定に基づき地方税の課税免除又は不均一課税の措置を受けた資産については、課税免除又は不均一課税をしなかつたものとして計算した場合の増収額）として総務大臣が調査した額に〇・〇五を乗じて得た額

十　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一　当該年度において行う環境への負荷の低減又は高齢者及び身体障害者等の利用の円滑化に資する船舶の導入に要する経費（一般船舶を導入する場合に比して増加する経費に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十二　簡易水道事業の統合（地方公営企業法の適用を伴うものを除く。）に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額

［新設］

4　平成二十八年度に限り、第三条第一項第三号イの表第十三号の額は、第二条第一項第一号の表第十号各号の規定に準じて算定した額に平成二十七年改正省令による改正前の第二条第一項第一号の表第十号第一号の表第二号の上欄に規定する病院（平成二十八年度において第二条第一項第一号の表第十号第一号の表第一号、第二号又は第四号の上欄に規定する病院を除く。）であつて、市町村が経営するものにおける平成二十七年改正省令による改正前の第二条第一項第一号の表第十号第一号の表第二号の下欄に規定する額に〇・六を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に稼働病床の数に平成二十七年度における一般病床等の許可病床の数から平成二十七年度における稼働病床の数を控除した数に〇・六を乗じて得た数を加えた数（当該許可病床の数が百を超えるときは、要件該当稼働病床の数に平成二十七年度における要件該当許可病床の数から平成二十七年度における要件該当稼働病床の数を控除した数に〇・六を乗じて得た数を加えた数とする。）（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）として総務大臣が調査した数を乗じて得た額（以下この項において「逓減させた額」という。）を加えた額及び第二条第一項第一号の表第十号各号の規定により算定した額に対応する繰出見込額等として総務大臣が調査した額に逓減させた額に対応する繰出見込額等として総務大臣が調査した額を加えた額とする。